

平成 28 年 5 月 19 日

各位

会 社 名 サンヨーホームズ株式会社 代表者名 代表取締役会長 田中 康典 (コード番号:1420 東証市場第一部) 問合せ先 取締役専務執行役員 松本 文雄 管 理 本 部 長 (TEL, 06-6578-3403)

役員退職慰労金制度の廃止および 業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 19 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止することとし、そのかわるものとして、当社取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く。)および執行役員(以下、総称して「取締役等」といいます。)に対し、信託を用いた新たな業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度の導入に関する議案を平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 20 回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

当社取締役会は、当社の中長期的な業績の向上と企業価値向上への貢献意欲をさらに高めるため、取締役等について、新たに中長期の業績連動報酬として、「業績連動型株式報酬制度」を導入することといたします。

また、当社子会社2社(サンヨーリフォーム株式会社およびサンヨーホームズコミュニティ株式会社。以下、「対象子会社」といい、当社と対象子会社を併せて、以下「対象会社」といいます。)の代表取締役(当社の取締役等と併せて、以下「対象取締役等」といいます。)についても、当社の取締役等と同様に役員報酬制度の見直しを行い、株式報酬制度の導入を決議する予定です。

本制度は、当社グループの業績および株式価値と対象取締役等の報酬との連動性をより明確にし、対象取締役等が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております、

本制度の導入は、本株主総会において役員報酬としての承認決議を得ることを条件とします。

2. 役員退職慰労金制度の廃止

現行の役員退職慰労金制度を、本株主総会終結の時をもって廃止し、取締役および監査等委員である取締役に対し、本株主総会終結時までの在任期間に応じた退職慰労金の打ち切り支給を行うこととし、またその贈呈の時期については当該取締役および監査等委員である取締役の退任時に支払うこととする旨の議案を、本株主総会に付議いたします。

なお、当社は従来から将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響は軽微であります。

3. 本制度の概要

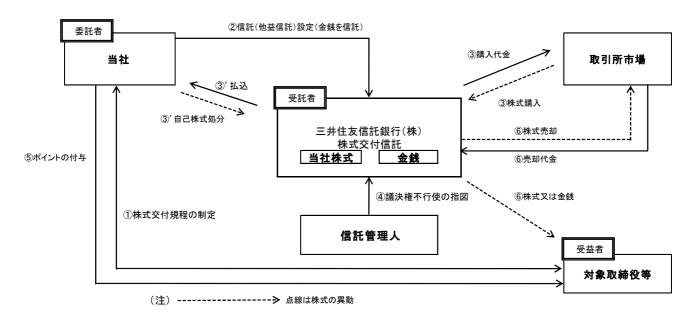
(1) 本制度の概要

本制度は、対象取締役等に対し、業績達成度等一定の基準に応じて対象会社が各対象取締役等に付与するポイントに基づき、信託を通じて当社株式を交付するという、業績連動型の株式報酬制度です。

本制度導入に当たっては、対象会社が金員を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」 といいます。)が当社株式を取得し、対象取締役等に株式を交付するという、役員向け株式交付信 託の仕組みを採用いたします。

なお、対象取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として対象取締役等の退任時です。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 対象会社は対象取締役等を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 対象子会社は対象子会社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を当社に拠出し、当社は対象子会社から拠出を受けた金銭に、本株主総会で承認を受けた範囲内で、当社の取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、受益者要件を満たす対象取締役等を受益者とした株式交付信託(他益信託)を設定します(かかる信託を、以下、「本信託」といいます。)。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します(自己株式の処分による方法や、取引所市場から取得する方法によります。)。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人(対象会社および対象取締役等から独立している者とします。)を定めます。 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、対象会社は対象取締役等に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程および本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした対象取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

(2) 信託の設定

本株主総会で、本制度の導入についてご承認が得られることを条件として、対象会社は、後記 (7)に従って交付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の当社株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定いたします。本信託は、後記 (5)のとおり、対象会社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得いたします。

(3) 信託期間

信託期間は、平成28年8月(予定)から平成33年9月(予定)までの約5年間とします。但し、後記(4)のとおり、信託期間の延長を行うことがあります。

(4) 本信託に株式取得資金として拠出される信託金の上限額

当社は、本制度により当社株式を対象取締役等に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、信託期間(5年間)中に、金180百万円を上限とする金員(うち各対象子会社は計18百万円を上限に拠出する。)を、平成29年3月末で終了する事業年度から平成33年3月末で終了する事業年度までの5事業年度(以下、「対象期間」といいます。)中に在任する対象取締役等に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす対象取締役等を受益者として本信託を設定します。

なお、本信託期間の満了時において、対象会社の取締役会の決定により、信託期間を5年毎に延長し(対象会社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより実質的に信託契約を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、対象会社は、本制度により対象取締役等に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間毎に金180百万円を上限とする金員を本信託に追加拠出します(但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式又は金銭がある場合には、追加拠出の上限額は、金180百万円から、かかる残存株式相当額および残存金額を控除した額とします。)。また、この場合には、かかる本制度の継続・信託期間の延長に応じて対象期間を延長し、延長された信託期間内に後記(6)のポイント付与および後記(7)の当社株式の交付を継続します。

但し、前記のようにポイント付与を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、 既にポイントを付与されているものの未だに退任していない対象取締役等がある場合には、当該 対象取締役等が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあり ます。

(5) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、前記(4)の株式取得資金および(6)の付与株式数の上限の範囲内で、取引所市場からの取得又は当社からの自己株式処分による取得を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会決議後に決定し、開示いたします。

なお、信託期間中、対象取締役等の増員等により、本信託内の当社株式の株式数が信託期間中に対象取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、前記(4)の本株主総会の承認を受けた信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(6) 各対象取締役等に付与されるポイントの算定方法

対象会社は、対象会社の取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象取締役等に対し、信

託期間中の各事業年度における役位および業績達成度に応じて算定される数のポイントを付与します。

〈算定式〉

役位別基礎ポイント × 業績連動支給率

※業績連動支給率は、連結経常利益の目標達成度に応じて設定することとします。

なお、当社の取締役等に付与されるポイントの総数は、1事業年度当たり 64,800 ポイントを上限とし、各対象子会社の代表取締役に付与されるポイントの総数は1事業年度当たり 7,200 ポイントを上限として、各対象会社の承認決議を行うことも予定しております。

(7) 各対象取締役等に対する当社株式の交付

各対象取締役等に交付すべき当社株式の数は、前記(6)算定式により計算された当該対象取締役等の退任時までに当該対象取締役等に付与されたポイントを合計した数に1(但し、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。)を乗じた数とします。

(8) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、対象会社および対象取締役等から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(9) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、一定の金銭については、あらかじめ株式交付規程および信託契約に定めることにより、対象取締役等と利害関係のない特定公益増進法人に寄付することを予定しております。

(ご参考:本信託の概要)

- ① 名称:役員向け株式交付信託
- ② 委託者:当社
- ③ 受託者:三井住友信託銀行株式会社
- ④ 受益者:対象取締役等のうち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人:対象会社および対象取締役等と利害関係のない第三者を選定する予定であります
- ⑥ 信託の種類:金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- (7) 信託契約の締結日:平成28年8月(予定)
- ⑧ 金銭を信託する日:平成28年8月(予定)
- ⑨ 信託の期間:平成28年8月(予定)~平成33年9月(予定)

以上